

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

■ 1. 基本的な考え方

- ・当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の執行と監督を分離し、経営の透明性を高めるとともに、経営の効率化、スピードを一層向上させて、株主を始めとするステークスホルダーの立場に立って企業価値を最大化することであります。
- ・当社は、透明度の高い経営を目指し、平成15年6月より業界に先駆けて「委員会設置会社」への移行を行いました。取締役会につきましては、経営環境の急激な変化に対応し、迅速且つ的確な意思決定を図るために取締役のうち7名を社外から招聘し、多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる体制となっております。また、委員会設置会社における監査委員につきましても4名中3名が社外取締役で構成されており、独立した視点からのモニタリングが行われることにより、経営監視体制は有効に機能していると考えております。内部牽制組織として内部監査グループを設置しております。内部監査グループは各店舗および本部各セクションを巡回し、法令、定款、社内諸規程を遵守し適切に業務遂行しているかを監査し、改善提案並びに指導を行っております。
- ・当社は法令順守はもとより、当社経営理念にあります「社会に貢献する経営」に基づき、社会的規範を全うし高い倫理観を保ちます。正確な経営情報の積極的かつ公正な開示を基として、広く社会とのコミュニケーションを図り、社会に評価される透明な経営に徹することを目標とします。

■ 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
野島廣司	2,031,700	9.92
野島隆久	1,939,800	9.47
野島絹代	1,906,050	9.31
真柄準一	1,037,736	5.07
財団法人真柄福祉財団	852,240	4.16
有限会社ケイエッチ	750,000	3.66
有限会社ノマ	750,000	3.66
株式会社三菱東京UFJ銀行	560,000	2.73
株式会社横浜銀行	424,000	2.07
有限会社エーワン	316,335	1.54

■ 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	3月
業種	小売業
(連結)従業員数	500人以上1000人未満
(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

■ 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えるその他特別な事情はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	委員会設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	14名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	7名
----------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
木村喬	他の会社の出身者				○	○			○	
星名光男	他の会社の出身者				○	○			○	
松嶋英機	弁護士				○				○	
仙波昂	他の会社の出身者								○	
戸谷雅美	弁護士				○				○	
梅津武	税理士								○	
石井允三幸	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
木村喬	——	小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験を当社の経営に活かしていただくためであります。
星名光男	——	小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験を当社の経営に活かしていただくためであります。
松嶋英機	——	弁護士として培われた法律の専門家としての経験・知識等を当社の経営に活かしていただくためであります。
仙波昂	——	マーケティングに関する経験・知識等を当社の経営に活かしていただくためであります。
戸谷雅美	——	弁護士として培われた法律の専門家としての経験・知識等を当社の経営に活かしていただくためであります。
梅津武	——	税理士として会計税務に関する経験・知識等を当社の経営に活かしていただくためであります。
石井允三幸	——	金融機関における経験・知識等を当社の経営に活かしていただくためであります。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

社外取締役の取締役会出席状況 第46期(H19.4.1~H20.3.31日)

- 木村喬 : 第46期就任以来11回開催のうち11回出席
- 星名光男 : 第46期就任以来11回開催のうち10回出席
- 松嶋英機 : 第46期就任以来11回開催のうち10回出席
- 仙波昂 : 第46期開催の13回開催のうち13回出席
- 戸谷雅美 : 第46期開催の13回開催のうち13回出席
- 梅津武 : 第46期開催の13回開催のうち12回出席
- 石井允三幸 : 第46期開催の13回開催のうち13回出席

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	5	0	2	3	社内取締役
報酬委員会	5	0	2	3	社内取締役
監査委員会	4	1	0	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 9名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
野島廣司	あり	あり	○	○	なし
三枝達実	あり	あり	○	×	なし
奥田信夫	なし	あり	×	○	なし
中塚康二	なし	あり	×	×	なし
佐藤丈三	なし	なし	×	×	なし
倉持昭彦	なし	なし	×	×	なし
山内渉	なし	なし	×	×	なし
広瀬哲夫	なし	なし	×	×	なし
温盛元	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会を補佐する者は当社の使用人であり、その選任及び解任につき監査委員会の同意を必要とします。監査委員会を補佐する者の業績評価は監査委員会が行います。なお、この者は監査委員会の監督に服し、業務執行にかかわる役職を兼務しません。

監査委員会と会計監査人の連携状況

監査委員は四半期決算毎に会計監査人による監査報告会を開催「四半期レビュー気付事項報告」の指摘事項を受けております。監査法人からの新たな指摘事項があった場合、内部監査と連携し、速やかに解決する体制を構築いたします。また、監査事項、監査計画は監査委員会にて策定し、監査委員会にて進捗状況を報告しております。

監査委員会と内部監査部門の連携状況

監査委員は内部監査部門と四半期決算毎に監査結果報告会を開催、監査結果並びに主要改善事項について報告を受け、指摘事項については、内部監査と連携し、解決する体制を構築しております。内部統制グループ、内部監査グループ、コンプライアンスグループと連携しつつ、コーポレートガバナンスと経営実態の運営状況、その透明性につき、適法性及び妥当性を監査しております。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成20年8月14日当社取締役会におき決議されました発行条件等についての概要は下記の通りであります。
 新株予約権の発行日：平成20年9月16日
 新株予約権の発行数：3,888個
 新株予約権の目的たる株式の種類及び数：当社普通株式388,800株
 新株予約権の行使に際しての払込金額：新株予約権1個当たり 32,000円(株式1株当たり320円)
 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額：124,416,000円

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、執行役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

ノジマグループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、もって業績を向上させることを目的としております。

【取締役・執行役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、決算短信
取締役報酬の開示状況	全取締役の総額を開示
執行役報酬の開示状況	全執行役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

第46期(H19.4.1～H20.3.31日)の報酬実績といたしましては下記の通りです。
取締役総額：151,162千円
執行役総額：65,887千円
計：217,049千円
(注)取締役と執行役の兼任者の報酬は取締役の欄に総額を記入しております)

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役をサポートする体制といたしましては、当社総務グループが事務局の任を負っております。取締役会、各委員会においての社外取締役事前出席確認、招集通知の発送、また議題に関わる資料の事前送付と説明を行っております。また、社外取締役よりの資料の要請等に対応し、総務グループは情報収集のサポートを行っております。

■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社は、法定機関として株主総会で選任された取締役からなる取締役会、および取締役会に選定された取締役からなる指名・監査・報酬の各委員会、ならびに取締役会に選任された執行役を設置しております。

<各機関の主な役割と開催状況>

■取締役会

・法令、定款で定められた事項についての決定、委員会メンバーの選解任、執行役の選解任、および中期経営計画、株主総会の議案、株主総会の決議により授権された事項、重要な規定等の制定及び改廃、不動産の貸与、重要な契約の締結等の事項を決議します。第46期(H19.4.1～H20.3.31日)の開催状況として全13回開催しております。

■指名委員会

・取締役の選解任議案の決定。第46期(H19.4.1～H20.3.31日)の開催状況として全3回開催しております。

■監査委員会

・監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担、その他の監査委員の職務の執行に関する事項
・監査報告書の作成
・会計監査人から、他の取締役及び執行役の職務執行に関し、不正の行為又は法令、定款に違反する重大な事実を発見した旨の報告を受けた場合の措置
・会計監査人の選任、不再任、解任等に関する事項、についての検討、決定を行います。
第46期(H19.4.1～H20.3.31日)の開催状況として全4回開催しております。

■報酬委員会

・取締役、執行役の個人別報酬の方針、ならびに個人別報酬の額および内容の決定をしております。
第46期(H19.4.1～H20.3.31日)の開催状況として全3回開催しております。

■執行役

・取締役会から授権された範囲での当社の業務執行の決定および遂行をしております。

■ 3. 委員会設置会社形態を採用している理由

経営の執行と監督を分離し、経営の透明性を高めるためであります。取締役のうち7名を社外から招聘し、各委員会の委員に就任し、多面的な社外の視点を積極的に取り入れることを目的としております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週前を目途として発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日と考えられる日程を外した上で株主の都合を考慮し、2008年6月21日(土曜日)に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使書に電磁的方法による議決権の行使を行える旨を記載し、パソコンによるインターネットを通じた議決権の行使を実施しております。

■ 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2008年5月22日に実施。説明者：社長。説明内容：決算数値、営業・人事・出店戦略等。参加者：銀行、証券会社、新聞雑誌記者を中心に37名参加。 2008年11月20日に実施。説明者：社長。説明内容：決算数値、営業・人事・出店戦略等。参加者：銀行、証券会社、新聞雑誌記者を中心に32名参加。	あり
IR資料のホームページ掲載	下記のURLにてIR資料を掲示しております。 http://www.nojima.co.jp/ir/news/index.html 掲載資料の種別としては、決算情報、会社説明会資料、事業報告書、決算情報以外の適時開示事項を公開しています。	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署：ノジマ総務グループ 担当役員：執行役 温盛元 事務連絡責任者：同上	

■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	神奈川県庁主催の省エネ取組運動『クールネッサンス』への参画にて白熱灯から電球型蛍光灯への変更をPRL、CO2削減に向け取り組んでおります。及び神奈川県庁と連携して店舗駐車場に電気自動車の充電スタンドを設置する等の活動しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、家庭電気製品、通信機器販売を通して、お客様に喜ばれ、社会に貢献することを経営理念の一つとして掲げ、その実現に向けて業務の適正を確保するため、次の体制を整備することを取締役会にて決議し、この基本的な考え方に基づき、内部統制システムを整備運用しております。

■業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備についての概要は以下のとおりであります。

- 1) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助すべき従業者を置く。
- 2) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
1) に定める従業者は専一的に監査委員会の職務を補佐すべき業務のみを遂行することとし、完全にその独立性を確保する。
- 3) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
 - a) 執行役は、監査委員会に対して、定期的に、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行状況等を報告する。
 - b) 使用人は、監査委員会に対して、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行状況等を報告する。
- 4) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a) 代表執行役社長は、定期的に、監査委員会と情報交換を行う。
 - b) 監査委員会は、内部監査グループ、コンプライアンスグループ、財務経理部その他関係部署と連携する。
 - c) 監査委員会は、会計監査人を監督する。
- 5) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a) 代表執行役社長は、執行役に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。
 - b) 執行役は、取締役会及び監査委員会に対して、定期的に、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行状況等を報告する。
 - c) コンプライアンスグループは、内部通報制度を活用することにより、問題を早期に発見し、適切に対応する。
- 6) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
執行役は、その職務の執行に係る文書を文書管理規定に従い、適切に保存及び保管する。
- 7) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
所管部署の責任者は、リスク管理規定、内部監査規定、コンプライアンス規定その他関係規定を整備し、適切に運用する。
- 8) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、執行役規定、執行役職務分掌規定その他関係規定を整備する。
- 9) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a) 代表執行役社長は、使用人に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。
 - b) コンプライアンスグループは、内部通報制度を活用することにより、問題を早期に発見し、適切に対応する。
- 10) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a) 当社グループは、当社及び子会社に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。
 - b) 当社グループは、当社及び子会社において内部統制規定を策定し、グループ全体の内部統制体制を推進する。
 - c) 当社グループは、当社の関係会社管理規定、当社及び子会社のコンプライアンス規定その他関係規定に従い、グループ全体のコンプライアンス体制を推進する。
 - d) 内部監査グループは、必要ある場合には、子会社の内部監査を実施する。
- 11) 財務報告の適正性を確保する体制
グループ会社の財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、グループ会社各社は財務報告に係る、必要適正な内部統制を整備し、運用する。

■反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係も含めて一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

V その他

■ 1. 買収防衛に関する事項

現時点において、買収防衛策を導入しておりません。

■ 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特筆すべき事項はありません。

